

精神障害者の交通運賃割引制度適用を求める意見書提出についての陳情

1、 陳情の要旨及び理由

- (1) 国の障害者施策においては、身体、知的、精神の3障害一元化が基本的な方向になっています。しかしながら、精神障害者は身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から、長い間除外されてきました。家族会の全国調査では、精神障害者の大半が家族と同居しており、その親も年金生活者です。家族の高齢化で経済的支援力も弱まり、家族だけで支えるには限界に達しています。デイケアや作業所も利用できず、外出を控える実態が明るみになっています。ひきこもりの大きな要因ともなっており、経済的負担が、障害者権利条約が求める社会参加促進に対しての大きな障壁ともなっています。
- (2) 国においては、一昨年障害者権利条約の批准、また、4月1日から障害者差別解消法も施行される中で、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考えます。

(参考)

他障害者の交通運賃割引制度の適用年度

身体障害者 (外部障害者) 昭和 25 年、身体障害者 (内部障害者) 平成 2 年
知的障害者 平成 3 年

- 提出資料 1、精神障害者の交通運賃に関する請願書
2、交通運賃に関する全国アンケート調査結果

2、 陳情事項

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を国土交通省、厚生労働省、内閣府 及び 衆議院議長、参議院議長に提出すること。

平成 28 年 2 月 1 日

大磯町議会 議長
吉川 重雄 様

住 所 平塚市代官町 21-4
SEA ビル 3 階フレンズ湘南内
団体名 湘南あゆみ会
(平塚市・大磯町・二宮町精神保健福祉家族会)
代表者氏名 谷田川 靖子 印
電話 0463-24-0420